

気象庁以外の者の行う観測

原則として誰でも自由に行うことができる。

広く一般国民に直接影響するような公共性の高い気象観測は一定の技術上の基準に従って行わなければならない。

それぞれの観測値相互の整合性や気象庁が発表する気象情報等との整合性を保つことが必要である。

また、気象庁への届出を義務付けるとともに、観測の実施方法についての指導も行っている。

対象観測

政府機関及び地方公共団体が行う観測（教育及び研究目的のものを除く）、成果の発表又は災害防止を目的とする観測、電力会社が行う観測である。

対象種目

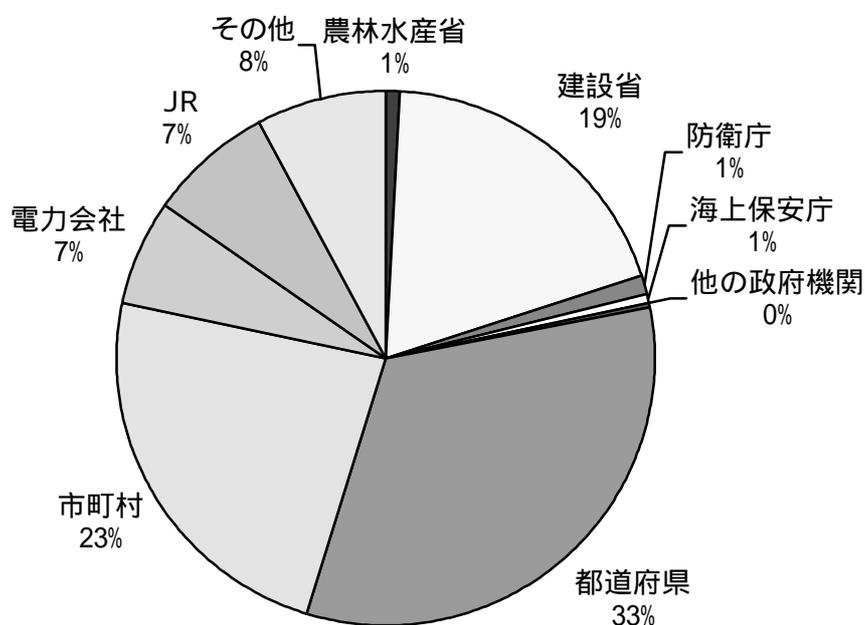
気圧、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、風力、降水量、積雪の深さ、雲、視程、蒸発量、日照時間、日射量、天気
これらの種目については、技術上の基準として、それぞれの観測種目毎に、観測の手段、単位、最小位数を定めている。

届出観測所の現状

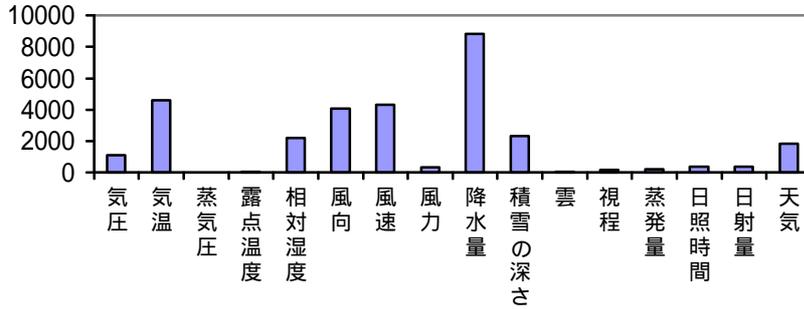
半数以上が地方公共団体であって、都道府県が33%、市町村が23%を占めている。次いで政府機関が22%を占めており、その中でも大半が建設省によるもので19%である。民間会社等は全体の22%で、そのうち約6割がJRと電力会社によるものである。

	農林水産省	建設省	防衛庁	海上保安庁	他の政府機関	都道府県	市町村	電力会社	J R	その他民間	合計
届出観測所数	96	2458	129	83	29	4177	2978	844	926	1002	12722

届出観測所数内訳

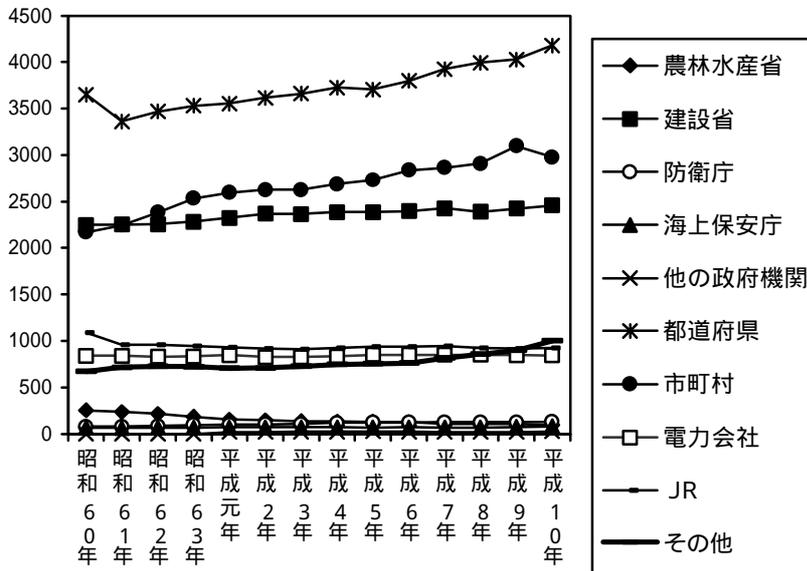


観測種目別の届出観測所数 (平成 10年)



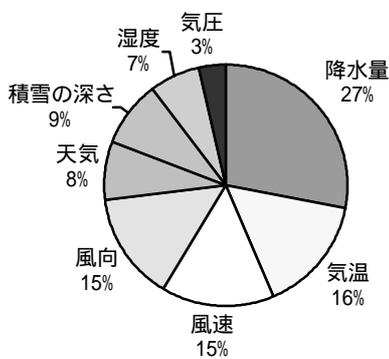
観測種目では降水量が最も多く、ついで気温、風向、風速、積雪の深さ、湿度、天気、気圧の順になっている。観測種目の割合や観測所数の年々の変動はあまりないものの、都道府県、市町村の観測所数は増加している。

観測者の種類別の届出観測所数の変化



気象庁以外の観測成果については、近年、地方气象台等の情報処理システムと都道府県の防災情報システムとのオンライン接続の促進等、気象庁の発表する気象情報等に活用する機会が増加している。

届出観測所における主要観測種目 (昭和 60年)



届出観測所における主要観測種目 (平成 10年)

